

【東日本大震災で住宅を被災された皆様へ】
福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業
申込み手続きのご案内

最終更新日：平成26年4月1日

【補助（利子補給）の対象となる方】

次の全ての要件を満たす方がこの事業の補助対象になります。

- ①東日本大震災により自らが居住していた住宅が被災し、市町村から全壊、大規模半壊、半壊のうちいずれかの「り災証明書」の発行を受けた方。
- ②平成23年3月11日の時点で、被災住宅に係る融資残高（複数の借入がある場合はその合計額。）が500万円以上の既存住宅ローンがある方。
〔住宅の建設、購入、増改築又は補修を目的に融資機関から借入れをした資金で、平成23年3月11日以前に金銭消費貸借契約を締結したものに限り〕
- ③福島県内に自ら居住するための住宅に係る借入額（複数の借入がある場合はその合計額。）が500万円以上の新規住宅ローンがある方。
〔住宅の建設もしくは購入又は補修を目的に融資機関から借入れをした資金で、平成23年3月11日～平成28年2月28日までに金銭消費貸借契約を締結したものに限り〕

【補助（利子補給）される金額】

新規住宅ローンを契約した時点での、既存住宅ローンの債務残高と利率等に基づき、元利均等毎月償還方式で算定した今後5年間分の利子相当額（他の償還方式で返済されている方も共通の手法で算定します）について、140万円を上限に一括交付します。

【次の方法で利子相当額を計算して交付します（算定シートで交付額を確認いただけます）】

- ① 毎月の償還額 = 融資残高 × $\frac{(\text{金利}/100) / 12}{1 - \{1 + (\text{金利}/100) / 12\}^{-\text{償還回数}}}$
- ② 毎月の利子額 = 毎月の償還日直前の融資残高 × $(\text{金利}/100) / 12$
- ③ 上記利子額の償還60回分（5年間）を算定（償還が60回に満たない場合は最終回まで）

【申込み手続きの手順】

1 新たな住宅ローンの契約

新たな住宅ローンを借り入れる金融機関等と金銭消費貸借契約を締結された後に、補助の申込みをいただくことになります。

なお、すでに（平成23年3月11日以降に）新たな融資を受けられている方も対象となります。

2 融資残高等証明書の発行依頼

既存の住宅ローン（平成23年3月11日以前に借り入れたもの）を借り入れた金融機関等に、融資残高等の証明（様式指定）を依頼してください。

依頼にあたっては、融資残高証明の基準日を確認するために新たな住宅ローンの金銭消費貸借契約書の写しを添付してください。

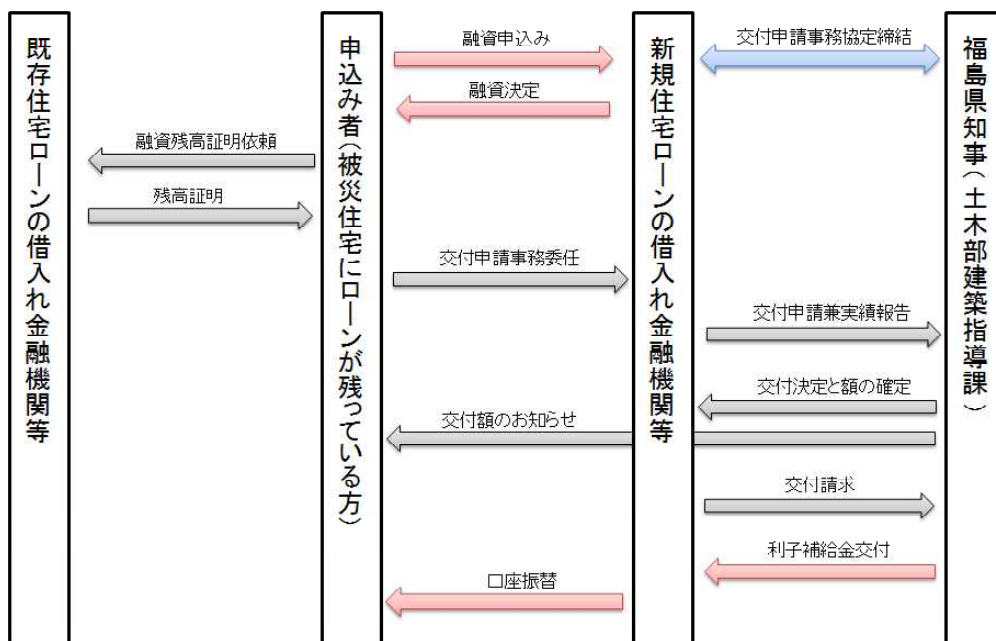
3 金融機関等への事務委任

補助金（利子補給金）の交付申請等に関する手続きについては、原則として、新たな住宅ローンを借り入れた金融機関等に代行していただくことになります。

このため、補助を受けようとする方は、金融機関等に対して委任状（様式指定）を提出いただくことで、申込みの手続きは終了となります。

なお、この委任状には、次の書類を添付してください。

- ① 市町村長が発行する「り災証明書」
- ② 既存の住宅ローンの借入金融機関等が発行した融資残高等証明書
- ③ 他の融資機関からも新たな住宅ローンの借入がある場合は、その金銭消費貸借契約書の写し（委任する融資機関からの借入のみで500万円を超える場合は不要です）



※ 交付申請等の手続きを委任できる金融機関等は、県と事務処理に係る協定を締結している金融機関等となります。

委任が可能な金融機関等は、随時、県のホームページで公表します。

4 補助金の交付

申請内容に問題がなければ、委任した金融機関等に交付決定を通知し、委任されたすべての方に対しても、決定した交付額を書面にてお知らせします。

また、補助金（利子補給金）は委任した金融機関等を通じ、指定した口座に支払われます。

【その他】

(1) 融資残高等証明書及び委任状の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

また、県と協定を結んだ金融機関等の窓口でも配布しています。

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/nizyuloan.html>

検索方法

福島県二重ローン

検索 

(2) 一度補助金（利子補給金）の交付を受けた方は、その後、補助の対象とはなりません。

(3) その他、不明な点があれば、次の窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】

被災者向け住宅相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698

午前9時00分から午後5時00分まで（平日）

福島県土木部建築指導課 民間住宅支援担当

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-5764

FAX 024-522-6383

福島県住宅復興資金利子補給事業の申込み等に関するQ & A

最終更新日：平成26年4月1日

【補助（利子補給）の対象について】

■ Q 1 すでに新たな住宅ローンを組んでいる場合は対象となりますか？

平成23年3月11日からこの事業がスタートするまでの間に、新たに住宅ローンを組まれた方は、その時点で遡って既存住宅ローンの残高証明書の発行を受けることができれば、対象となります。

■ Q 2 店舗併用住宅を建築するためローンを組んだ場合は対象になりますか？

自ら居住する住宅であれば、併用住宅も対象になります。

■ Q 3 既存の住宅ローンを借り換えて新規ローンを組んだ場合は対象となりますか？

新規住宅ローンに既存住宅ローンの借換分を含む場合は、既存ローンの平成23年3月11日現在の残高が500万円以上でかつその借換分を除いた額が500万円以上となる場合に利子補給金の交付対象となります。

なお、既存債務を借り換える前（新規ローンの金銭消費貸借契約日の前月末）の残高証明に基づき利子補給金額を算定することになります。

■ Q 4 新たに土地のみを購入しローンを組んだ場合は対象になりますか？

対象になりません。

自ら居住する住宅の建設や購入などに伴う宅地の購入は対象になります。

■ Q 5 既存の住宅ローンの連帯保証人であったことから債務を承継し、自宅の新築のためにローンを組みましたが、対象になりますか？

既存住宅ローンを承継者であることから対象になります。

■ Q 6 被災した親のために「住宅金融支援機構の親孝行ローン」を利用しローンを組みましたが、対象になりますか？

親と生計を同一とするのであれば対象になります。

金融機関等に委任状を提出する際に、必要に応じて同一生計が確認できる書類（住民票など）を提出してください。

■ Q 7 夫婦で居住している住宅に、夫婦別々で既存の住宅ローンを組んでおり、それぞれが補助の対象となる場合は、別々に利子補給を受けることができますか？

別々に補助を受けることはできません。

住戸単位での補助となりますので、1つの住宅に対し、1回の申込み（事務委

任) となります。

■ **Q 8 夫婦等が連帯債務（連名ローン）で既存の住宅ローンを組んでいる場合の手続きはどうすればよいですか？**

連帯債務となっているいずれか一方の方が代表して申し込んでください。

■ **Q 9 リ災証明書と住宅ローンの名義が違う場合は対象となりますか？**

同一住宅に関するり災証明書や住宅ローンであれば対象となります。

なお、金融機関等に委任状を提出する際に、り災証明書や住宅ローンの対象となる住宅所在地が同一であることのわかる書類を併せて提出してください。

■ **Q 10 勤務先の共済組合などから住宅再建に係る資金を借り入れた場合も対象となりますか？**

組合や事業所等が住宅融資制度に係る明文化された規定に基づき融資を行う場合は対象となります。

ただし、組合や事業所等が県と協定を締結いただくことが原則となりますので、民間金融機関等以外から新たな住宅融資を受ける場合は、県にご連絡ください。県では当該融資機関と協定締結に向けて調整します。

■ **Q 11 原発事故により避難指示等を受けて避難していますが、他地域で住宅を新たに取得するために資金を借り入れた場合は、対象となりますか？**

住宅が損壊して半壊以上のり災証明書の発行を受けていれば対象となりますが、現時点では、り災証明書の発行がなく、原発事故による避難指示等を受けて避難しておられる方々は、対象外とさせていただきます。

■ **Q 12 過去（3/11～申込みまでの間）のある時点では二重ローンとなっていたが、現在は既存債務を完済してしまっている場合は対象となりますか？**

この制度は、今後住宅ローンを返済していく方の負担を軽減することが目的ですので、交付申請時に既存債務の償還を終えている方については、対象外とさせていただきます。

■ **Q 13 既存住宅ローンの返済を滞納していますが、対象となりますか？**

この制度は、住宅ローンの返済に係る負担を軽減することを目的としていますので、補助要件を満たしていれば対象とします。ただし、県はこの対応において返済義務の放棄を認めるものではありません。

■ **Q 1 4** 経営する賃貸アパートに自らが居住していて、震災により被災して二重ローンとなった場合は利子補給の対象となりますか？

この事業は個人向け住宅ローンに対する利子補給制度ですので、対象外となります。

【申込み手続き手続きについて】

■ **Q 1 5** 融資残高証明書の発行を受けるにはどうすればいいですか？

既存の住宅ローンの借入先（金融機関等）に、所定の様式により融資残高証明の依頼をしてください。

依頼にあたっては、融資残高証明の基準日を確認するため、新たな住宅ローンの金銭消費貸借契約書の写しが必要になりますので、忘れずお持ちください。なお、金融機関等によっては、本人確認が必要となりますので、本人であることを証明できるもの（運転免許証など）をお持ちください。（代理の方が窓口に行かれる場合は、依頼者と代理の方の両方が確認できるものをお持ちください。）また、必要となる印鑑の種類や手数料など、金融機関によって異なる場合があります。証明書の発行までに必要な期間も含め、金融機関等にご確認ください。

■ **Q 1 6** 既存住宅ローンの借入先と借換後の新規住宅ローンの借入先が違う金融機関であったことから、既存住宅ローン借入先の融資残高証明書が入手できませんでした。どうすればいいですか？

新規住宅ローンを契約した前月末時点での既存住宅ローンに関する借入年月日・融資残高・利率・償還期限のわかる書類が必要となりますが、詳細については別途お問い合わせください。

■ **Q 1 7** 委任状に押印する印鑑は、実印や通帳印となりますか？

認印でかまいません。

■ **Q 1 8** 金融機関等に委任状を提出してから、どのくらいで補助金を受け取れますか？

金融機関等では月ごとに委任者を取りまとめて県に交付申請します。その後、県と金融機関等との間で所定の手続きを経てから指定口座に振り込まれますので、金融機関に委任してから概ね2～3ヶ月程度の期間が必要とお考えください。

■ **Q 1 9** 金融機関等に申請手続き等を委任できない場合はどうすればよいですか？

新規ローンを借り入れた金融機関等が県と協定を締結していないなど、諸事情により金融機関等に委任できない場合は、被災者の方自らが交付申請等の手続

きを行っていただくことも可能です。県までお問い合わせください。

■ **Q 2 0 新規ローンの金銭消費貸借契約までに500万円以上の手形貸付を受けている場合は、どの時点からを二重ローンと見なして利子補給金を算出するのですか？**

新規ローンの最終的な金銭消費貸借契約日（証書貸付日）の前月末を基準日として利子補給金を計算します。

■ **Q 2 1 既存ローンを借り換えて新たに住宅ローンを組んだ後に土地建物を売却して一部を繰り上げ返済しました。この場合、借換時点での債務残高に基づく利子補給を受けることができますか？**

新規ローンの契約時点での既存債務の残高相当額が利子補給の対象となりますので、この時点での残高証明書に基づき利子補給金を交付します。

■ **Q 2 2 既存ローンの融資機関が、平成23年3月11日時点と新規ローンの借入時点で異なる場合（既存ローンを震災後に同額で借り換えた場合など）、残高証明書はどちらに依頼すればよいのですか？**

3 / 1 1 時点の既存ローン融資機関から、この時点の残高が確認できる任意様式の証明書を発行してもらい、申込み時点での既存ローンの融資機関にこれを添えて残高証明書の発行を依頼してください。

【その他】

■ **Q 2 3 補助金（利子補給金）を利用して住宅ローンの繰上返済をしてもいいですか？**

二重の住宅ローンを抱えることになった被災者の方々の負担を軽減するための補助金ですので、構いません。

■ **Q 2 4 住まいの復興に向けた他の支援や補助金はありませんか？**

現時点では次のようなものがあります。

なお、市町村独自の支援については、各市町村にお問い合わせ願います。

【災害復興住宅融資・災害復興宅地融資】

被災した住宅の再建、補修、住宅購入や宅地補修の資金に対し、住宅金融支援機構が低利の融資を実施しています。

問合せ先：住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120-086-353

【個人債務者の私的整理ガイドライン】

震災により債務返済ができなくなった方などについて、自己破産などの法的手続きをとらずに債務整理が行うことができます。

問合せ先：個人版私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883